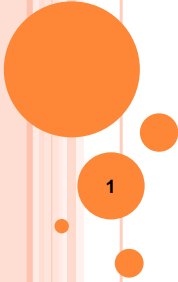


高齢者虐待防止法の理解



弁護士法人 
弁護士 板橋俊幸

目次

- 1, 高齢者虐待の現状
- 2, 高齢者虐待防止法について
- 3, 高齢者虐待案件の実態（実例解説）
- 4, 市民後見人と虐待の関わり
- 5, 虐待防止のためにできること（まとめ）

1. 高齢者虐待の現状①

虐待行為とは？

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をする など

心理的虐待

- 怒罵る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視をする など

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

- 入浴させず臭臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- 水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- 室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させる など

経済的虐待

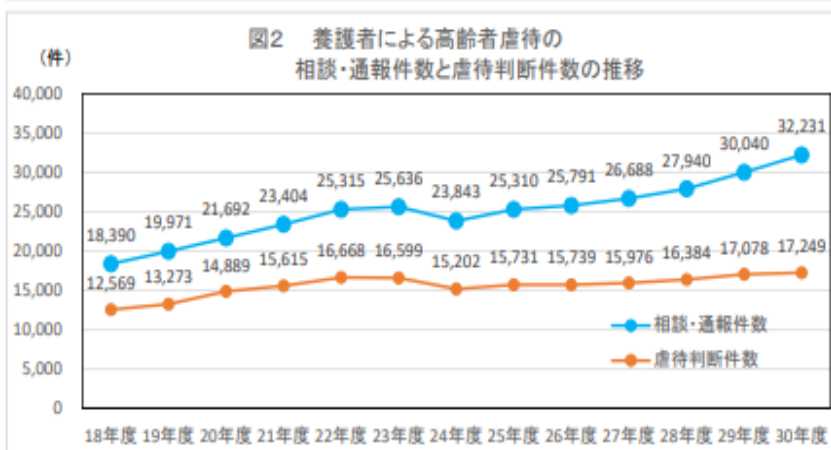
- 生活費を渡さない、使わせない
- 自宅等を本人に無断で売る
- 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する など

性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放棄する
- わいせつな行為をしたり、強要する など

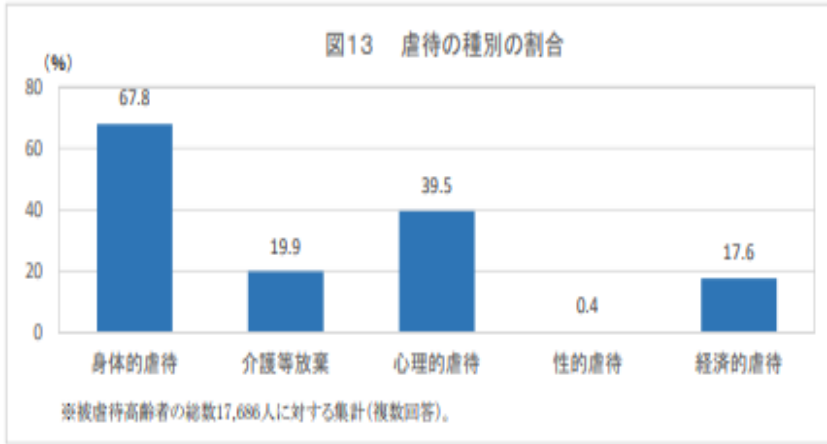
北海道高齢者総合相談・虐待防止センターHPより

1. 高齢者虐待の現状②



『平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査結果(厚生労働省)参照

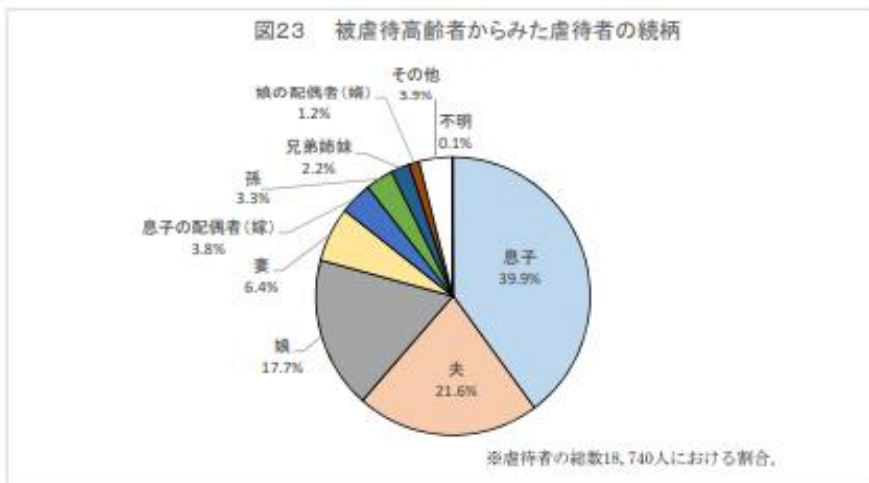
1. 高齢者虐待の現状③



5

『平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査結果(厚生労働省)参照

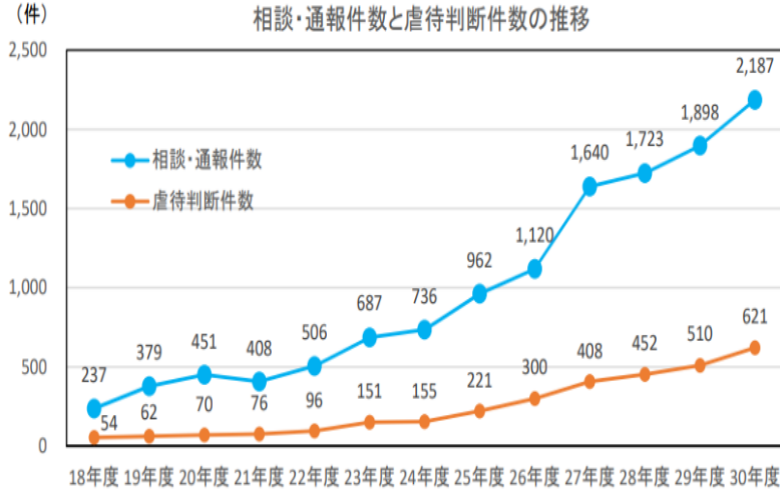
1. 高齢者虐待の現状④



『平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査結果(厚生労働省)参照

1. 高齢者虐待の現状⑤

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

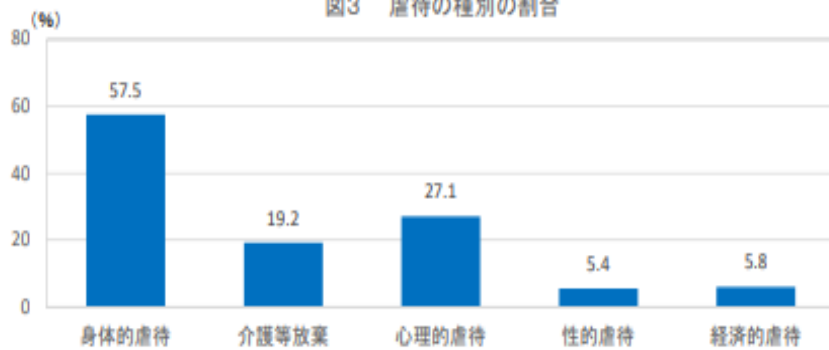


『平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査結果(厚生労働省)参照

7

1. 高齢者虐待の現状⑤

図3 虐待の種類の割合



※被虐待高齢者が特定できなかった51件を除く570件における被虐待高齢者の総数927人に対する集計(複数回答)。

『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(厚生労働省)より

8

2. 高齢者虐待防止法について①

<正式名称>

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成17年（2005）成立，
平成18年（2006）施行

9

2. 高齢者虐待防止法について②

① 守られるべき人

「65歳以上の高齢者」

※65歳未満でも虐待は許されません

② 誰による虐待行為

「養護者」「養介護施設従事者等」

10

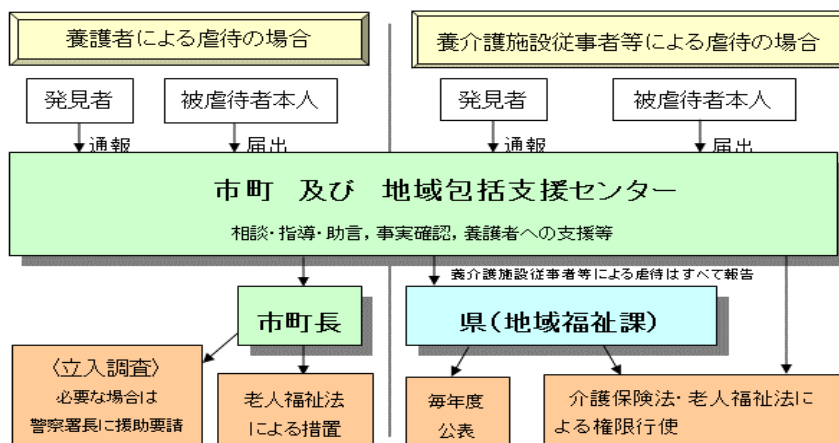
2. 高齢者虐待防止法について②

- ③ 市町村への通報義務について
「国民」に向けて規定されている
- ④ 通報義務が生じる場面
 - ・「身体に重大な危険が生じている場合」
⇒発見者の義務
 - ・その他、虐待を発見したと思われる場合
⇒発見者の努力義務

※「施設従事者」の場合には、発見者は全て通報義務あり

2. 高齢者虐待防止法について③

高齢者虐待の対応の流れ



広島県HPより

2. 高齢者虐待防止法について⑤

市町村の権限・義務～**養護者虐待**の場合～

事実確認

- ・速やかに、安全の確認、事実の確認

立入調査

- ・生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合

分離措置

13

2. 高齢者虐待防止法について⑥

市町村（長）の権限・義務～**養護者虐待**の場合～

面会制限

- ・分離後の対応として
- ・当該施設の長も可能

養護者 支援

- ・養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる

14

2. 高齢者虐待防止法について⑦

行政の権限・義務～施設従事者等による虐待の場合～

事実確認

- ・任意の調査，実地指導，文書の提出，報告徴収，立入検査等々

権限行使

- ・改善勧告，改善命令，指定取消など

やむを得ない措置

- ・施設変更，入院，等も検討

15

2. 高齢者虐待防止法について⑧

＜市長村長による成年後見の申立＞

- ◆措置手続を長期間継続することは困難
(税金の問題もあり)
- ◆高齢者の安全・安心な生活を確保するためには，サポートする法律上の代理人が必要
- ◆成年後見申立人となれる適切な親族がない場合は，積極的に市町村長による成年後見申立をすべき

2. 高齢者虐待防止法について⑨

虐待は、犯罪として刑事罰に問われる可能性のある行為です！！

①身体的虐待

殺人罪，傷害罪，傷害致死罪，暴行罪，逮捕・監禁罪（身体拘束等）など

②介護放棄 （ネグレクト）

保護責任者遺棄罪，保護責任者遺棄致死傷罪など

③心理的虐待

脅迫罪，強要罪，名誉毀損罪，侮辱罪など

④性的虐待

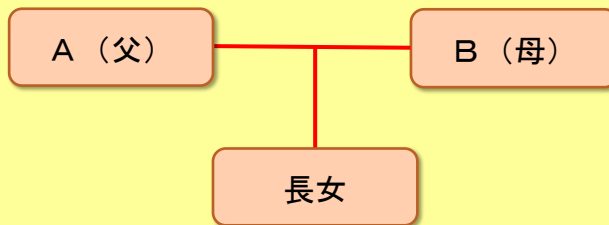
強制わいせつ罪，強制性交罪など

⑤経済的虐待

詐欺罪，恐喝罪，横領罪など

3. 実例解説 ①

【事例】～ネグレクト・経済的虐待の高齢者～



- A（80代），B（70代）は長女（50代）と同居
- 民生委員から包括への相談 ※通報

「A・Bとも認知症が進んでいるのに，長女は放任。介護については『大丈夫』という。ご飯をきちんと食べさせてもらってないみたい。お風呂も入れてもらってないのでは？」

- 包括が事実確認へ。
- 当初、長女は執拗な拒絶で，玄関を開けてくれない。

18

3. 実例解説 ②

- ・ 包括職員・行政職員・民生委員で手分けして数日間通い詰める。
- ・ ようやく自宅玄関内へ入れてもらえる。
- ・ 室内に荒れた様子はないが、適切な介護はできていないことがうかがわれる。
- ・ 長女に精神疾患の疑いあり。
- ・ A・Bの財産管理は長女がしている模様。実態は不明。
- ・ まずは、要介護認定の申請へ。
- ・ Aは要介護3，Bは要介護2。
- ・ 介護サービスとしてデイサービスを利用することに。
- ・ 数カ月通うが、長女の意向でサービス拒否へ。
- ・ 利用料も滞納。 ※この時点で包括から弁護士へ相談
- ・ **再度，包括らが事実確認へ。**

19

3. 実例解説 ③

- ・ その後、訪問に対して長女は拒絶、玄関も開けない。
- ・ **毎日数回事実確認へ。**
- ・ 数日後、自宅へ入れてもらおうと、A・Bも衰弱している様子がうかがえたため、救急車要請。
- ・ 入院となる。
- ・ この時点で、**分離措置手続をすることに決定。**
- ・ A・Bともに**特養へ措置入所**。長女へは「両親の身体状況から、行政の権限により入所させた」旨の連絡をいれた
- ・ その後、**市長による成年後見申立**（事情を知る弁護士を後見人へ推薦）
- ・ 弁護士がA・B双方の成年後見人へ就任

20

3. 実例解説 ④

＜成年後見人就任後＞

□ 財産の調査

⇒年金事務所から年金振込口座確認

⇒口座名義人変更届，再発行手続，年金確保

※年金が使い込まれていることが判明

□ 施設と入所契約・介護サービスの契約

⇒措置手続から契約への変更

※措置から後見人就任まで，6カ月程度かかり，その間の施設費を行政が立て替えていたため，費用の支払いを求められた

（A・Bそれぞれ数十万）。長期分割により支払いへ

21

3. 実例解説 ⑤

□ 報酬請求

⇒1年ごとに家庭裁判所へ報告・請求

（管理財産，活動状況により報酬決定）

□ 就任2年目にA死去

⇒死後事務の処理

長女連絡つかず，葬儀等は施設と協力し，後見人が行う

（親族いない場合，葬儀手配・納骨等までせざるを得ないことも）

□ お墓の問題

⇒長女と連絡取れないため，納骨先不明

Aの兄妹・甥姪などの親族調査→返答なし

一時預かりをしてくれるお寺へ

その後，郵便物からお墓が判明し，納骨へ

22

3. 実例解説 ⑥

- Aに関して家庭裁判所へ終了報告
⇒相続人へ遺産の引継ぎ
相続人は、Bと長女（各50%）
長女に連絡が取れないことからBのみ手続を行った
（Bの後見人として）

- Bは、施設で穏やかに生活中
今後、Bが死去した場合に、長女との問題は残る

23

4. 市民後見人と虐待の関わり

- ①市民として、虐待発見時には通報義務あり

- ②被後見人が被虐待者である可能性あり
（市長申立て案件には一定程度虐待分離措置案件あり）

- ③施設内でも虐待は起きるので、定期的な訪問をして、被後見人等の生活状況を確認することが大切

24

5. 虐待防止のためにできること（まとめ）①

- ① 虐待は行政のみでは対応しきれないため、市民の力が大きい
→そもそも、行政のみではマンパワーが足りない
- ② 虐待の多くは自宅内で発生していることから、地域による関わりが早期発見・予防につながる
→高崎市の予防のための取り組みなどを、より広く・深く行ってもらうことが大切
- ③ 虐待には必ず背景事情が存在するので、その理解を広げて、早期発見・予防へ繋げる研修・啓発を行うこと

25

5. 虐待防止のためにできること（まとめ）②

- ④ 虐待者のみを悪者にしないために、様々な施策を充実させていくべき（そもそも法律は、虐待者（養護者）への支援も求めている）
- ⑤ 行政と地域の連携を強めること（地域でどのような方が生活しているのかを把握できる仕組みを作ること）
- ⑥ 行政において、専門職などによる早期の助言を得られる体制を構築しておくこと

26